

たかしん農業応援団

令和6年4月現在

商品名 (愛 称)	たかしん農業応援団
ご利用 いただける方	○市町村の認可を得ている認定農業者 ○法人 直近1年間の農業売上高が1,000万円以上 直近1年間の農業売上高が総売上高の50%以上 ○個人事業主 直近1年間の農業収入が200万円以上 直近1年間の農業所得が総所得の50%以上 * 上記いずれかに該当する個人または法人で業歴3年以上かつ所得税または法人税の滞納がなく公庫の引受審査により適当と認められた方
お使いみち	農業の経営に必要な資金(運転資金・設備資金)
ご融資金額	100万円以上5,000万円以内(単位10万円)
ご利用期間	1年以上7年以内(元金据置当初1年以内) 設備資金は10年以内
ご融資利率	当金庫所定利率による ・お借入後の利率は、基準利率(短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の利率)の変更日を基準日とし、前回基準日(借入日が前回基準日以降のときは借入日)における基準利率と現基準日における基準金利の差をもって、その変更幅と同じだけご融資利率の引き下げまたは引き上げをするものとします ・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります ・利息先払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日から新利率適用によるご返済が始まるものとします ・利息後払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日とし翌々月の約定日から新利率適用によるご返済が始まるものとします
ご返済方法	元金均等分割返済(年4回、年2回または年1回返済) 年2回(2・8月の各25日または5・11月の各25日) 年4回(2・5・8・11月の各25日) 年1回(2・5・8・11月の各25日)
担保	当金庫の融資基準により担保が必要となることがあります
保証	不要
保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則り対応いたします

手数料 (消費税込)	○ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます ○ご融資期間中に一部繰上げ返済または繰上げ完済される場合には、それぞれの所定の手数料をいただきます ○不動産に担保を設定する場合は、不動産担保事務取扱手数料をいただきます ※詳しくは窓口にお問合わせください
お取扱期間	随時
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
その他	○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください